

苦情解決の公表

富士こども園は、社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情・ご意見に適切に対応するよう取り組んでおります。苦情およびその解決について、個人情報や申込者が拒否した場合を除き、当園ホームページにて公表し、改善に努めます。

令和6年度

1	申請日	令和6年7月8日		
	内容	水いぼが出ているが、対策をしているので、他の子達と一緒にプールに入れてほしいが、別で入ると言われた。他の子と区別するような対応はやめてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和6年7月9日		
	経過・結果	説明不足を謝罪し、適切な対策のもと、他の子ども達と一緒に、グループごとの順番でプールに入る旨を説明し、理解を得た。		
2	申請日	令和6年8月14日		
	内容	隣地の所有者より、利用者が駐車場として使っているので、使用しないよう伝えてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日	令和6年8月19日		
	経過・結果	全保護者に、隣地敷地の駐車・通過および路上駐車をしないよう周知し、駐車している利用者には、その場で注意を促した。		
3	申請日	令和6年11月22日		
	内容	園児同士のやり取りで起きた事故について、状況説明が曖昧であり、けがをした園児の保護者の意向に沿わない点があった。担当職員の態度・対応を改めてほしい。		
	第三者委員会への報告の要否	否	苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否	否
	解決日			
	経過・結果	対応の不備について謝罪し、担当者の対応改善については、経過を見てもらうこととなった。		